

7 北下第291号
令和7年12月11日

北名古屋市下水道事業審議会
会長 齊藤 由里恵 様

北名古屋市長 太田 考則

適正な下水道使用料のあり方について（諮問）

北名古屋市下水道事業審議会条例（令和7年北名古屋市条例第41号）第2条の規定に基づき、下記のとおり貴審議会に諮問します。

記

1 濟問事項

適正な下水道使用料のあり方について

2 濟問理由

本市下水道事業は、事業開始以来、市民生活の向上と公共用水域の水質保全に大きく寄与してまいりました。これまで計画的に整備を進めてきたことにより、生活環境の改善や地域の衛生水準の向上など、着実な成果を上げています。

一方で、施設の老朽化に伴う更新需要の増加や、激甚化する自然災害への備え、さらには人件費や維持管理費、資材価格の高騰など、事業を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。

また、今後は人口減少の進行や節水機器の普及など、水需要の変化により使用料収入の伸びが鈍化し、安定的な収入確保が難しくなることが見込まれています。

下水道事業は独立採算制を基本とする公営企業であり、使用料収入を主な財源として運営することが求められています。今後も、市民の安全で快適な生活環境を維持し、災害に強く持続可能な下水道サービスを安定的に提供していくためには、経営基盤の強化を図ることが不可欠です

つきましては、将来にわたり下水道事業の健全な経営を図るため、下水道使用料の適正なあり方について、貴審議会の意見を賜りたく諮問するものです。